

# 宇都宮市景観計画

平成19年9月

宇都宮市

# 宇都宮市景観計画

## - 目次 -

### 序章 景観計画の概要

1 景観計画策定の背景と目的	1
2 景観計画の性格と役割	3
3 景観計画の位置付け	6
4 市民・事業者・市の基本的役割	7

### 第1章 景観計画の区域

1 景観計画の区域	8
2 景観形成重点地区等	9
(1) 基本的な考え方	9
(2) 景観形成重点地区の指定の方針	9

### 第2章 良好な景観形成に関する方針

1 市全域における景観計画について	13
2 市全域における基本方針	13
(1) 景観形成の基本目標	13
(2) 景観形成の基本方針	14
(3) 地域別の景観形成方針	16

### 第3章 良好な景観形成のための行為の制限

1 市全域における制限(景観形成重点地区等を除く。)	31
(1) 届出の対象となる行為	31
(2) 行為の制限	32
2 景観形成重点地区等における制限	32

### 第4章 その他良好な景観形成に関する事項

1 屋外広告物の表示・掲出に関する事項	33
(1) 屋外広告物の表示・掲出に関する基本的な考え方	33
(2) 屋外広告物の表示・掲出に関する方針	33
2 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項	34
(1) 景観上重要な建造物及び樹木の基本的な考え方	34
(2) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	34
3 景観重要公共施設の整備に関する事項	35
(1) 景観重要公共施設の基本的な考え方	35
(2) 景観重要公共施設の整備に関する方針	35

### 第5章 今後の取組

1 市民意識の高揚	36
2 景観形成重点地区等の推進	36
3 協働による景観づくり	37

### 1 景観計画策定の背景と目的

#### (1) 背景

日本のまちづくりは、戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や機能性が優先され、美しさの配慮が欠けてきた現状がある。しかしながら、現在、景観に対する国民の関心が高まり、これらを背景として、全国の地方公共団体においては、景観条例の制定を始めとした様々な取組がなされてきた。

本市においても、「宇都宮市都市景観基本計画」や「宇都宮市都市景観ガイドライン」を策定し、体系的・計画的に景観施策を展開してきた。特に、景観に関する規制・誘導については、地域のまちづくりのルールを定める「地区計画制度」の活用をはじめ、屋外広告物の規制や「大規模建築物等景観形成届出制度」など、条例や要綱に基づき実施してきた。

しかしながら、市単独の取組では限界もあり、無秩序な開発や建築物の建設、乱立する屋外広告物などにより、宇都宮に残る自然景観や歴史的景観との不調和が生じてきている。

また、国の名勝指定を受けた奇岩群が並び、文化的景観としての価値が再認識された大谷地区や宇都宮城址公園、JR宇都宮駅東口及び二荒山神社前などの中心市街地については、本市の魅力をも高めるための更なる取組が求められている。

このような中、平成17年6月に景観法が施行され、法に裏づけされた良好な景観形成に関する規制・誘導の実現が可能となった。

本市において魅力ある景観形成が、都市の風格と魅力の創出、さらには市民や来訪者の快適性を高めるために大きな役割を担うことから、景観法の制度を積極的に活用し、市民、事業者、市が一体となって、景観に配慮したまちづくりを推進していくことが必要となっている。

景観形成とは...

自然景観や歴史的・文化的景観など、本市独自の魅力ある景観を守り、育て、創ることをいう。

### (2) 目的

本計画は、本市にとって大切な自然、歴史、文化、人々の生活の営みなどの豊かな地域資源を再認識した上で、常に市民、事業者、市が景観を通じたまちづくりに取り組み、適切な役割分担のもとで、景観法の基本理念を踏まえながら、魅力的な景観の保全・創出を実現するものである。

そのため、本市独自の景観を保全、活用、創出することで、市民同士の連帯感や郷土への愛着を育み、保全と調和を考慮した良好な景観形成を推進し、市民や訪れる人々に宇都宮の魅力と誇りを感じてもらい、後世に継承すべき美しい都の形成に資することを目的とする。

#### <参考> 景観法(第2条関係)

##### (基本理念)

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

## 2 景観計画の性格と役割

### (1) 景観計画とは

景観計画は、良好な景観形成のための必要な事項を定める法定計画であり、建築物や工作物などの建築等において、届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導を行うものである。

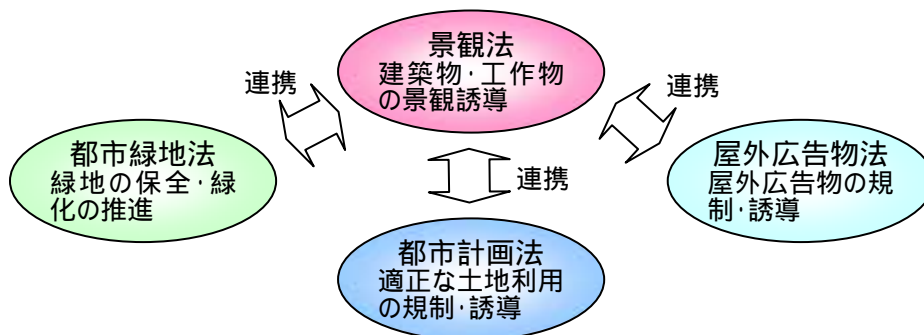
#### 1) 景観計画での必要事項

景観計画では、次の項目を定めることになっており、本市では以下のうち から について定めている。

景観計画において定める項目(景観法第8条,第16条関係)	
必須事項	<p><b>景観計画の区域</b>  <b>区域内の良好な景観形成に関する方針</b>  <b>良好な景観形成のための行為の制限</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">必要に応じて定める項目</p> <p>(届出の対象)                      ・建築物の新築,増築,改築,外観の変更など                      ・工作物の新設,増築,改築,外観の変更など                      ・都市計画法上の開発行為</p> <p>(行為の制限内容)                      ・建築物又は工作物の形態,意匠,色彩の制限                      ・建築物又は工作物の高さの最高限度,最低限度                      ・壁面の位置の制限,敷地面積の最低限度</p> </div> <p><b>景観重要建造物・樹木の指定の方針</b></p>
選択事項	<p><b>屋外広告物の表示・掲出に関する事項</b>  <b>景観重要公共施設に関する事項</b></p> <p>景観農業振興地域整備計画に関する事項                      自然公園法の許可の基準</p>

#### 2) 景観計画の適用区分

良好な景観形成を積極的に推進するためには、景観法による景観計画だけではなく、都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法など関連する様々な法律との連携を図りながら、総合的な施策の推進に取り組む必要がある。



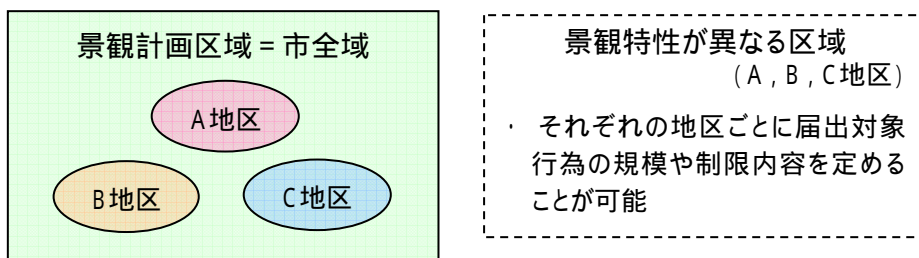
# 序章 景観計画の概要

## 3) 景観計画の主な特徴

### 区域の設定

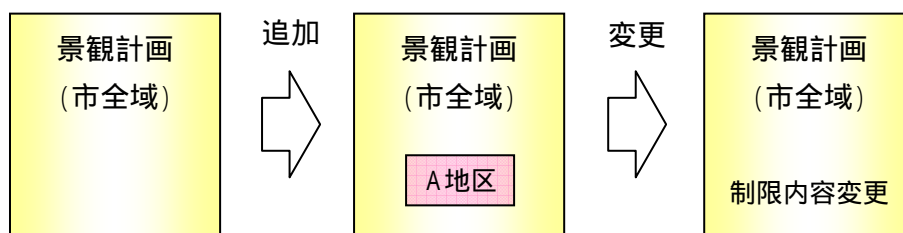
景観計画の区域は、都市計画区域内外を問わず、指定対象範囲を自由に設定することができるため、市域全体を景観計画区域とすることも可能である。

また、景観計画区域は一律ではなく、必要に応じていくつかの区域に区分することができ、地域特性に合わせたきめ細かな対応が可能となっている。



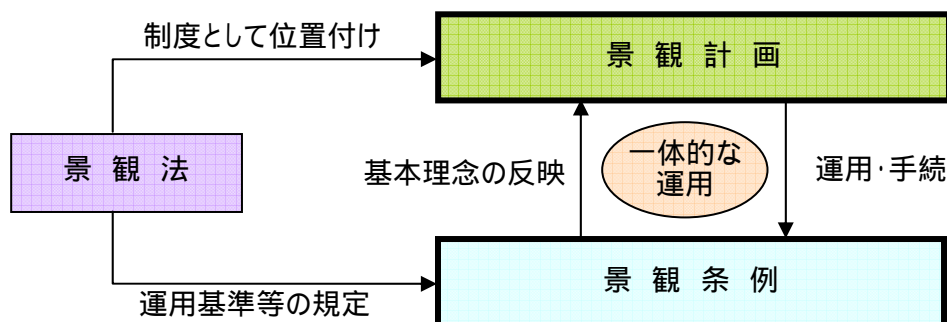
### 柔軟な仕組み

この景観計画は、策定後も随時追加修正が可能な仕組みとなっている。



## 4) 景観計画と条例との関係

景観計画の運用にあたっては、「策定の手続」や「行為の届出」など、条例と一体となって運用することにより、市独自の景観施策が可能となる。



### (2) 本市の景観計画の考え方

本計画は、景観法を根拠とする計画として策定するものであり、景観法に掲げた基本理念を踏まえながら、景観形成における本市の共通した目標・視点を示した計画である。

また、景観法による様々な制度を有効に活用しながら、策定後も景観を取り巻く社会情勢の変化や地域の景観特性に的確に対応するため、随時見直しを実施し、本計画の充実を図っていくものとする。

さらには、本計画の策定における透明性の確保や本市独自の景観施策を実行するため、併せて条例を制定し、本計画との一体的運用を図っていくものとする。

#### 1) 実効性のある景観形成の第1ステップ

本計画は、継続性のある本市の良好な景観形成へ向けて、必要かつ効果的なものとなるため、今後の景観施策の重要な柱となるものである。また、本市の魅力ある景観形成において、都市の風格と自然環境への配慮など大きな役割を担うものである。

そのため、本市は、まず市全体の景観形成の方向性を示し、景観法に基づく計画を策定することで実効性を持たせ、今後、特に力を入れるべき地域の景観形成を進めるためのスタートとする。

#### 2) 重点的な景観形成施策の展開

市全体の景観計画の策定後、都心部や観光資源に恵まれた地域など、宇都宮の顔となる地域での重点的な景観形成に取り組んでいくこととする。

そのためには、まず、先導的な取組を実現できる地区を選定し、市民や来訪者の目に見える形での景観形成を進めることとし、その後、市民の自発的な景観形成が進められるよう支援、誘導しながら重点的な地域を拡大していく。

また、景観重要建造物及び樹木の指定や屋外広告物条例などの関係法令と連携を図りながら、宇都宮らしい景観の保全・創出に努めるものとする。

### (3) 市民、事業者、市の共通認識としての性格

景観は、人々の生活様式や美意識が反映され、また、各々の主体的な取組によって創り出されることから、個性と魅力ある景観はそれらを尊重し、全体として調和のある景観形成を長期的視点に立って進めていくことが求められる。

このため、市民、事業者、市が、地域の景観に対する共通認識を深めながら、各々が果たすべき役割を担い、各々が対等のパートナーとして協働しながら一体となって景観形成に努めることで、美しい景観を後世に伝え、市民のみならず、来訪者、ひいては全国に誇れる景観を創出することが可能となる。

本計画は、各主体が共有する目標を掲げ、市民や事業者、市の目指すべき方向を示すことにより、各主体がともに行動して目標の実現を目指す計画とする。

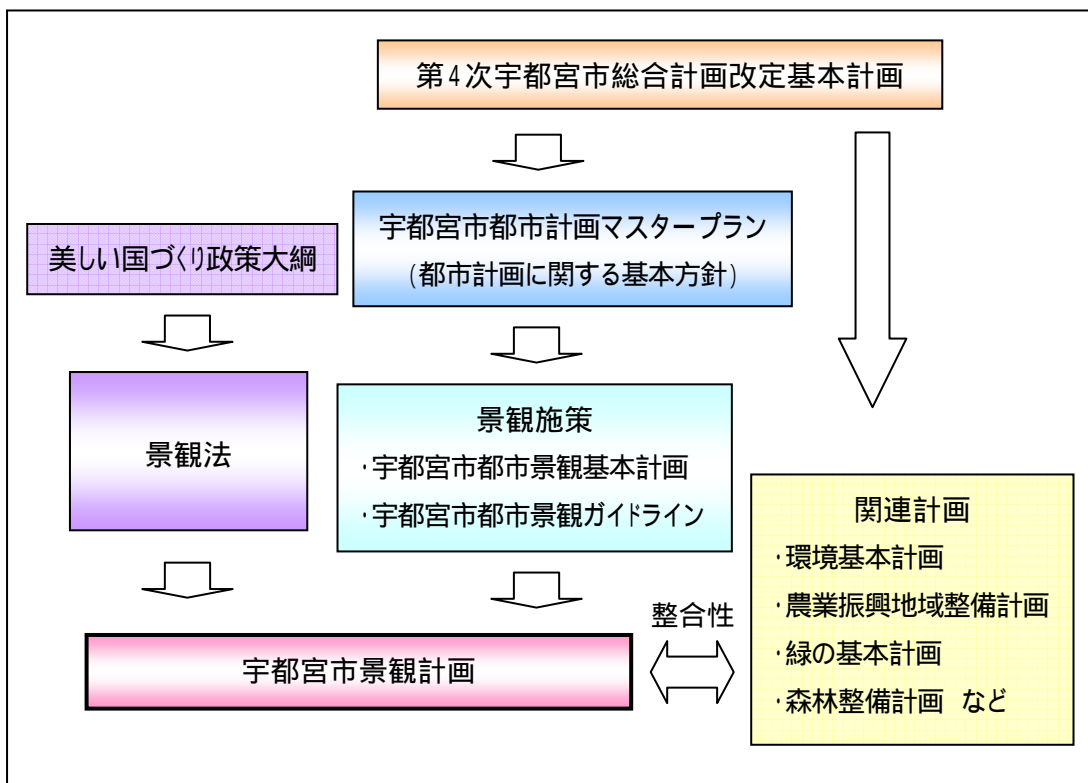
### 3 景観計画の位置付け

景観法に基づき、市民、事業者、市の協働のもと、本市の魅力ある景観形成の創出のために策定する計画である。

第4次総合計画改定基本計画における分野別計画の「安全で快適なまちづくり」の「美しい都市景観をつくる」のための計画である。

関連計画との整合性を考慮しながら、「宇都宮市都市景観基本計画」及び「宇都宮市都市景観ガイドライン」に基づく計画である。

図 - 1 宇都宮市景観計画と各計画等の位置付け



### 4 市民，事業者，市の基本的役割

魅力ある景観を形成するためには，市民，事業者，市が良好なパートナーシップのもとに，それぞれの立場での役割と責務を果たしていくことが必要である。

#### (1) 市民の役割

市民は，自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し，自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

市民は，地域を構成する一員として，地域における良好な景観形成活動への積極的な参加に努めなければならない。

市民は，市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

#### (2) 事業者の役割

事業者は，その事業活動に関し，自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

事業者は，地域を構成する一員として，地域における良好な景観形成活動への積極的な参加に努めなければならない。

事業者は，市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

#### (3) 市の役割

市は，良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

市は，法その他の良好な景観の形成に関する法令による制度を積極的に活用し，良好な景観の形成に関する施策の実効性を高めるように努めなければならない。

市は，建築物の建築等及び道路，河川，公園，広場その他の公共施設の整備を行うに当たっては，良好な景観の形成のために先導的な役割を果たさなければならない。

市は，良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため，必要な施策を講じなければならない。

### 1 景観計画の区域

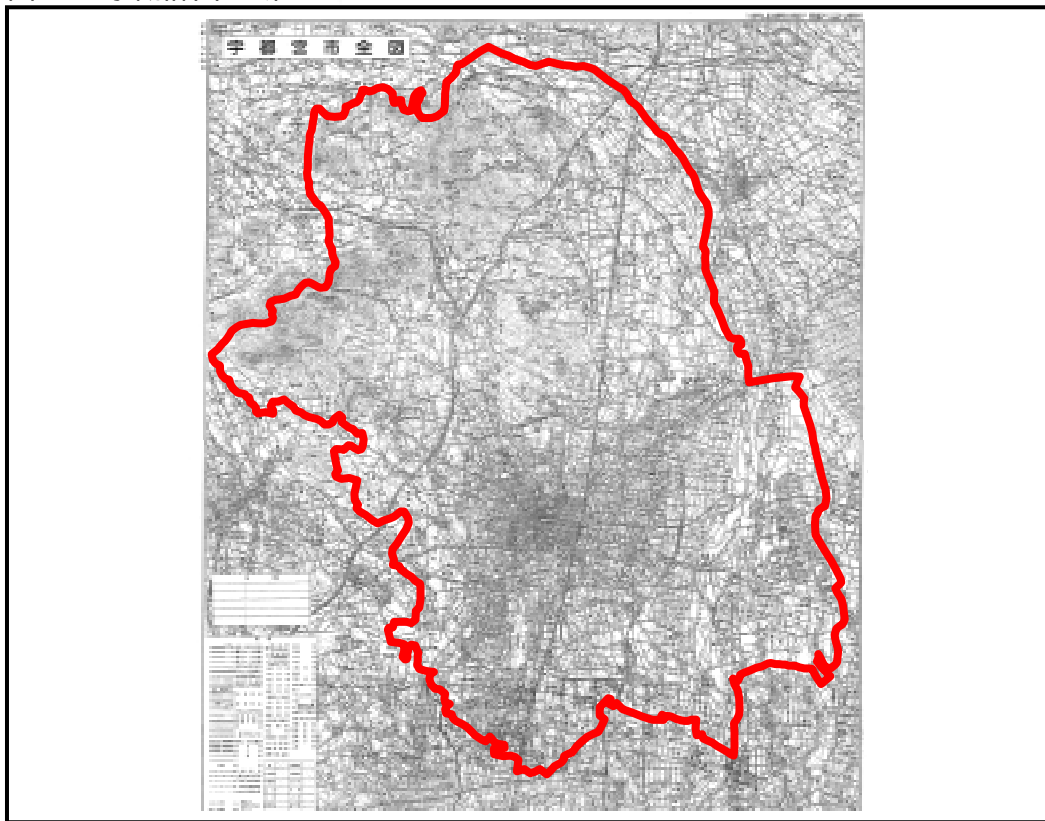
本市は、二荒の杜を中心に栄えてきた長い歴史があるが、戦災、住宅開発、商業施設等の立地、ライフスタイルの変化などにより、中心市街地や郊外においては、緑の景観、歴史的景観はかなり消失しており、本市の景観的独自性(アイデンティティ)としてよりどころとなるものは少ない状況である。そのため景観形成にあたっては、これら残された景観資源を活かし、宇都宮らしい景観＝市民が誇れる景観を新たに創り出していくことが重要である。

また、魅力ある景観は、「まちのイメージ」となるとともに、市民や来訪者に「癒し」「やすらぎ」「うるおい」「豊かさ」を与えてくれることから、本市の個性の創出や市民の郷土愛の醸成、希望や活力のある豊かな市民生活の実現にとっても重要なものである。

こうしたことから、本市では、平成3年に「宇都宮市都市景観基本計画」を平成13年には「宇都宮市都市景観ガイドライン」を策定し、専門系の創設や「まちなみ景観賞」などの表彰事業、うつのみや百景や出前講座など、景観に関する市民意識の高揚を図り、また、景観に影響を及ぼす大規模な建築物等への景観誘導策として、「宇都宮市大規模建築物等景観形成届出要綱」を制定するなど、全市域を対象とした本市の魅力ある景観の創造に向け取り組んできた。

今後も、景観形成の取組を継続させ、宇都宮をさらに個性的で魅力ある都市に育て、次世代に引き継ぐため、宇都宮市全域を景観計画の区域とする。

図 - 2 景観計画区域



## 2 景観形成重点地区等

### (1) 基本的な考え方

景観計画区域のうち、次の から に掲げる地域において、地域特性に応じたきめ細かな景観形成が必要な区域を景観形成重点地区として指定し、本市の「顔」となる景観の形成を目指す。

その指定にあたっては、地域住民等の意見を聴き、また、景観に関する専門家等の意見も踏まえ、当該地区の景観形成の目標を定めるほか、景観形成の方針、行為の制限基準(色彩、デザイン、緑化など)を定めることとする。

特徴のある景観を有している地域 (例:主に「個性ある景観」)  
 四季を感じられる豊かな自然景観の保全を目指す地域 (例:主に「郷土の景観」)  
 魅力ある街並みの形成を目指す地域(例:主に「まちのシンボル景観」)

また、地域住民自ら景観形成に取り組もうとする地域については、景観形成推進地区として指定する。

なお、景観形成重点地区及び景観形成推進地区については、別に定める。

### (2) 景観形成重点地区の指定の方針

本市には、「宇都宮を代表する誇れる景観」として、宇都宮ならではの個性を持つ景観「個性ある景観」、市民に愛され続けてきた景観「郷土の景観」、市のシンボルとしてつくられた景観「まちのシンボル景観」がある。

これら「宇都宮を代表する誇れる景観」を「景観形成重点地区」の最優先地区として検討していくものとする。

#### 1) 個性ある景観

宇都宮の歴史、風土特性が育んできた景観で、「宇都宮にしかない」個性が光る景観

景観形成重点地区 候補地域	景観形成の方向	主な景観資源
大谷地区の景観	全国に例をみない奇岩の景観を保全し、楽しみながら回遊できる観光拠点としての景観を目指す。	露出した大谷石の岩肌や採掘跡 ・大谷景観公園からもみじ橋付近までの岩肌の景観 ・大谷資料館地下の採掘跡 ・国道293号から見える大谷石の岩肌 ・名勝指定を受けた御止山と越路岩
日光街道の景観	風格ある「旧街道」の面影を感じさせる景観を目指す。	将軍が通った街道としての歴史的景観と長大な桜並木

## 第1章 景観計画の区域

### 2) 郷土の景観

宇都宮の地形や歴史、風土のなかで重要な位置を占め、「ふるさと」として市民に親しまれている景観

景観形成重点地区 候補地域	景観形成の方向	主な景観資源
二荒の杜	歴史を感じさせる「宇都宮の顔」としての景観を目指す。	長い歴史を重ね、宇都宮の中心として市民に親しまれてきた二荒の杜
都心部にくさび状に入り込んだ宇都宮丘陵	市街地に「うるおい」を感じさせる緑のある景観を目指す。	市街地における数少ないまとまった緑の景観
古賀志山、多気山、鞍掛山の山並み	豊かな自然を感じさせ、親しめる緑のある景観を目指す。	日光連山を背景に個性ある稜線を見せる山々
広大な空間を持った鬼怒川の自然景観	広大な水辺空間を活かして自然の豊かさを感じさせる景観を目指す。	16キロメートルにわたって1600ヘクタールの広大な空間を持つ自然景観
榛名山、飯盛山に代表される篠井富屋地区の山並み	豊かな自然を感じさせ、親しめる緑のある景観を目指す。	「地域の山」として親しまれてきた自然豊かな山並み
田川・姿川の水景観	水の「やすらぎ」「うるおい」を感じさせる景観を目指す。	生活や農業に密着した親しみのある河川の景観
市街地周辺の広大な田園景観	自然の恵みと「のどかさ」を感じさせる景観を目指す。	人の営みと自然の恵みを感じさせる風景
羽黒山の杜	豊かな自然と歴史を感じさせ、親しめる緑のある景観を目指す。	「ふるさとの山」として市民に親しまれてきた羽黒山
白沢宿のまちなみ	歴史性のある「趣き」を感じさせる景観を目指す。	旧奥州街道の宿場街としての面影を残す集落

# 第1章 景観計画の区域

景観形成重点地区候補地域(個性ある景観、郷土の景観)

古賀志山

富屋地区の山並み

羽黒山

大谷景観公園周辺の岩肌

日光街道

白沢宿

日光街道桜並木

姿川

田川

鬼怒川

宇都宮丘陵

鬼怒川と飛山城跡

田川コスモスロード

田園風景

二荒山神社

# 第1章 景観計画の区域

## 3) まちのシンボル景観

これまで市のまちづくりにおいて宇都宮の「顔」となる景観

景観形成重点地区候補地域	景観形成の方向	主な景観資源
魅力ある景観に恵まれた中心市街地	市のシンボリックな景観を目指す。	釜川プロムナード, シンボルロード 大通り, ・オリオン通り, ユニオン通り 日野町通り, 歴史軸 宇都宮城址公園, オリオンスクエア カトリック松が峰教会 JR宇都宮駅周辺 東武宇都宮駅周辺

歴史軸: 二荒の杜から宇都宮城址公園を結ぶ通りの総称

### 景観形成重点地区候補地域(まちのシンボル景観)



## 第2章 良好な景観形成に関する方針

### 1 市全域における景観計画について

本計画は、市全域の良好な景観形成を図る上で、その基本となる目標や各地域ごとの景観形成の方針を示すとともに、景観を構成する要素の一つである屋外広告物、地域の景観資源を活かすための公共施設や重要な建築物・樹木についての考え方を示すことで総合的な景観形成の方針を示すこととする。

また、周囲の景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物等については、景観の誘導を行うために届出の対象とする。

### 2 市全域における基本方針

#### (1) 景観形成の基本目標

本市は、北部や北西部に連なる山並み、丘陵の緑、田川や鬼怒川の流れと河岸の緑、大谷地区、また市街地を囲む広がりのある農地等自然の豊かさが残されている。これら自然的要素のおりなす四季折々の顔は、本市の景観を特徴づけるものであり、人々の生活にうるおいと安らぎを与えている。

また、本市には長い年月をかけて築き上げられたいくつかの景観資源が残されており、これら本市の個性や、長い営みのなかで培われてきた風土を大切に、住んでいる人々が住みやすく、また、来訪者が住みたくなる環境を実現することが、「宇都宮らしさ」の創出、我がまちという誇りにつながり、今後の宇都宮のまちづくりに重要となる。

本市では、これら宇都宮を特徴づける豊かな風土、暮らしやすい生活環境、都会と農村の共存など、都市としての魅力を高め、うつくしの都(美しい宇都宮)の実現を目指す。

#### 基本目標

宇都宮らしい美しい都市景観の形成  
豊かな風土に育まれた  
うつくしの都(美しい宇都宮)づくり

宇都宮市都市景観基本計画基本目標



## 第2章 良好な景観形成に関する方針

### (2) 景観形成の基本方針

豊かな風土に育まれたうつくしの都(美しい宇都宮)づくりに向けては、市の景観を特徴づけている「緑」「河川」「歴史・文化」を保全・育成していくとともに、「街並み」「道路・広場」を調和のあるものとしていくことが必要である。

そのため、美しく魅力ある景観を保全、活用、創出するための5つの方針を次に示す。

#### 1) やすらぎのある緑景観の創造

都市の緑は、環境調節機能、防災機能、景観創出機能等の役割を果たし、特に人工的につくられた建築物や構造物の多い市街地内においては、その景観を和らげ、殺伐としがちな景観にやすらぎを与える。また、市街地をふちどり、四季折々に彩りを添える山の緑は、市街地景観の背景として市民の原風景の一部となっている。

これら残された緑を保全し、単に背景をなす要素として眺めるだけではなく、市民が気軽に楽しめる緑空間として活用していくことも大切である。また、同じく市街地内の緑を質・量とも増やし、それらを維持管理し、都市の快適性を高めることが大切である。



#### 2) うるおいのある水景観の創造

水は、人間の生活に欠かせないものであり、心理的にもうるおいや豊かさを与えるものである。

また、都市生活の中において、水辺空間はうるおいや安らぎなどをもたらす重要な空間である。したがって水資源を都市空間の中に活かし、日々忘れがちな水との関わりのある生活風景を再生することが大切である。



#### 3) 豊かな歴史・文化景観の創造

まちの歴史や文化は、目に見える形態として、あるいはまちの雰囲気として、さらには祭りなどの「晴れの場」として、都市に厚みを与えるものであり、地域の個性の原点となるものである。

宇都宮らしい、深みのある景観を形成するためには、歴史的建造物を保全・活用することや地場産材を採り入れる等、残された歴史・文化的資源を都市空間にとどめ、活用することで新たな都市文化を創造し、調和のとれた景観づくりを推進していくことが大切である。



## 第2章 良好な景観形成に関する方針

### 4) 調和のある街並み景観の創造

魅力的な景観を形成していくためには、道路など公共施設のみならず、個々の建物はもとより建物の連続する群として(街並み)の整備が大切となる。

魅力的な美しい景観を形成していくためには、場所の特性に応じ、群としての統一性と変化の均衡のとれたものにし、公開空地やオープンスペースの確保等により、メリハリのある都市空間を形成していくことが重要である。また、電柱、電線等の架空線、屋外広告物等の景観を阻害するものを取り除くことも大切である。

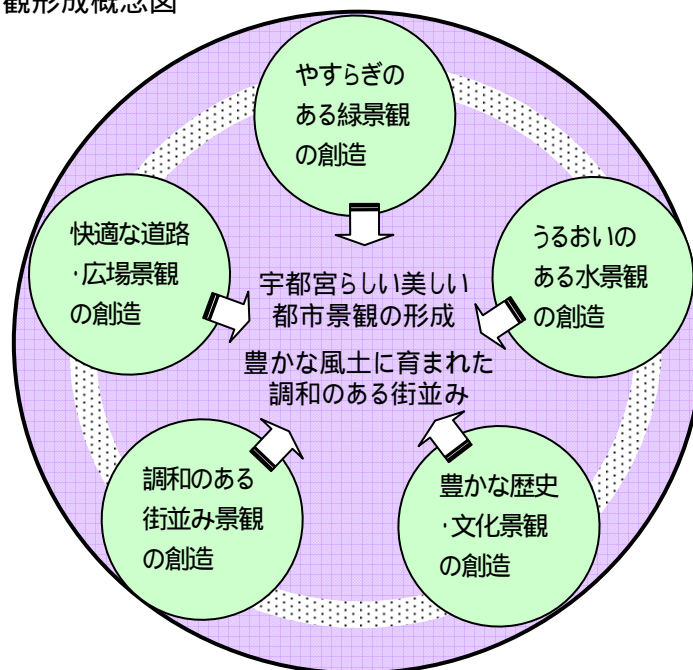


### 5) 快適な道路・広場景観の創造

魅力的な景観を形成するためには、市が先導的に道路や公園・広場などの公共空間を整ったものにしていくことが重要である。公共空間は、都市空間の中に占める割合が高く、市民の利用頻度からもその整備効果が高いものである。道路については、通りの性格に応じた整備を行い、歩行者空間のネットワーク化と街路樹による緑のネットワーク化を図ることが大切であり、公園・広場については、市街地内のオープンスペースあるいは緑の拠点として、積極的に確保していくとともに人々の出会いの場、憩いの場としての演出が重要である。



図 - 3 都市景観形成概念図



## 第2章 良好な景観形成に関する方針

### (3) 地域別の景観形成方針

本市の総合計画や都市計画マスタープランにおける地域別計画等を踏まえ、地域区分である「北西部地域」「中央地域」「東部地域」「南部地域」の4地域、さらには合併に伴い、「上河内地域」「河内地域」の2地域を加え、本市全体として6地域に区分すると同時に、景観特性に関係の深い「自然」「土地利用」の状況から、「山地丘陵景観ゾーン」「田園集落景観ゾーン」「住宅地景観ゾーン」「都心景観ゾーン」「工業流通景観ゾーン」の5種類のゾーンに分け、景観形成の方針を示す。

表 - 1 ゾーン別の景観

ゾーン別	景観特性
山地丘陵景観ゾーン	北部北西部の山々と、山並みが市街地に伸びた宇都宮丘陵からなるゾーンで、本市の北面の山並みや市街地の緑の景観を形成するゾーン
田園集落景観ゾーン	鬼怒川、田川、姿川の周囲に広がる田園、鬼怒川東側や北西部山並みのすそ野に広がる田畑・果樹園、北西部地域の山あい広がる田園からなるゾーンで、田園風景の中に集落や平地林が点在するゾーン
住宅地景観ゾーン	主に市街化区域内のゾーンで、住宅地又は住宅と店舗等との混在するゾーン
都心景観ゾーン	都心環状線の内側のゾーンで、古くから宇都宮市の中心として栄え、JR宇都宮駅等の市の玄関口を有し、また、商業・業務の中枢をなすゾーン
工業流通景観ゾーン	大規模な工業団地やまとまった工場群、宇都宮市中央卸売市場が立地する地区及びテクノポリスセンター地区・東谷中島地区からなるゾーン

表 - 2 対象地域別の分類

地域別	山地丘陵 景観ゾーン	田園集落 景観ゾーン	住宅地 景観ゾーン	都心 景観ゾーン	工業流通 景観ゾーン
北西部地域					
中央地域					
東部地域					
南部地域					
上河内地域					
河内地域					

## 第2章 良好な景観形成に関する方針

図 - 4 地域別の景観類型図



## 第2章 良好な景観形成に関する方針

### 1) 北西部地域

#### 【全体方針】

優れた自然景観や観光資源を保全・活用し、身近な自然と親しめる景観を目指す。



#### 【ゾーン別方針】

ゾーン	景観形成の方向
自然と親しめる 山地丘陵景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山並みの稜線や緑景観の保全</li> <li>無秩序な樹木の伐採や宅地開発の抑制</li> <li>山並みの稜線を阻害する造成の抑制</li> <li>裸地への植林や造成地での植林の促進</li> <li>山並みの景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> <li>・楽しみながら山並みを回遊することのできるしかけづくり</li> <li>のどかさや懐かしさを感じさせる沿道の景観づくりの促進</li> </ul>

## 第2章 良好な景観形成に関する方針

<p>のどかさを感じさせる 田園集落景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田園集落景観の保全 山際に点在する昔ながらの農家集落の保全の促進 長屋門など、伝統的建造物の保全の促進 田園景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制 休耕地や用水路、あぜ道などの適正な維持管理の促進</li> <li>・独特の景観である「大谷」らしい景観の保全 自然造形や採掘跡として評価の高い岩肌などの保全 大谷石建築物の保全 大谷の景観を阻害する色やデザインの建築物や広告物の抑制</li> <li>・山並みの稜線や緑の景観の保全 無秩序な樹木の伐採や宅地開発の抑制 山並みの稜線を阻害する造成の抑制 裸地への植林や造成地での植栽の促進 山並みの景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> <li>・魅力的な田園景観の創出 魅力的なあぜ道や用水路沿道空間の創出の促進(芝桜、彼岸花などの植栽) レンゲ畑など、休耕地の魅力的な景観創出の促進</li> <li>・楽しみながら景観を回遊することのできるしかけづくり のどかさや懐かしさを感じさせる沿道の景観づくりの促進</li> <li>・「大谷」のまちなみをイメージさせる景観づくり 建築物や工作物への大谷石の利用の促進 大谷の入り口が感じられるサインなどの整備の促進</li> </ul>
<p>駒生や宝木の 住宅地景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地に残された平地林の保全</li> <li>・風土を感じさせる景観の保全 点在する大谷石蔵の維持管理の促進</li> <li>・河川景観を楽しめる景観の保全 親水性のある水辺景観の維持管理</li> <li>・「旧街道」の趣を感じさせる景観の保全 杉並木、一里塚、桜並木などの保全 街道の景観を阻害する色、デザインの建築物の抑制 屋外広告物の色や大きさ、デザインの規制</li> <li>・落ち着きのある住宅地の景観形成 色彩に配慮した建築物の建設の促進 道路に面する部分の生垣化や庭木による季節感を感じさせる街並みづくりの促進 集合住宅の建築物デザインの工夫や敷地内の緑化による住宅地の整備の促進</li> </ul>

## 第2章 良好な景観形成に関する方針

### 2) 中央地域

#### 【全体方針】

自然と文化の調和を図りながら、中核都市にふさわしい魅力ある景観を目指す。

#### 【ゾーン別方針】

ゾーン	景観形成の方向
宇都宮丘陵の山地丘陵景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丘陵の緑景観の保全 丘陵景観を阻害する色やデザインの建築物の抑制</li> <li>・道路などからの眺望景観の保全 沿道の斜面や擁壁の緑化の促進 丘陵景観を阻害する色やデザインの商業施設や広告物の抑制</li> </ul>

## 第2章 良好な景観形成に関する方針

<p>宇都宮丘陵の 山地丘陵景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史・文化を感じさせる景観の保全 長岡百穴，瓦塚古墳や周辺緑地の保全</li> <li>・丘陵の緑に配慮したニュータウンの家並み形成 道路に面する部分の生垣化や庭木による季節感を感じさせる街並み形成の促進</li> </ul>
<p>豊郷の 田園集落景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田園集落景観の保全 昔ながらの農家集落の保全の促進 長屋門など，伝統的建造物の保全の促進 田園集落を阻害する高さ，色，デザインの建築物や広告物の抑制 休耕地や用水路，あぜ道などの適正な維持管理の促進</li> <li>・宇都宮丘陵への眺望の確保 丘陵への眺望を阻害する高さ，色，デザインの建築物や広告物の抑制</li> <li>・魅力的な田園景観の創出 魅力的なあぜ道や用水路沿道空間の創出の促進(芝桜，彼岸花などの植栽) レンゲ畑など，休耕地の魅力的な景観創出の促進</li> </ul>
<p>快適な市街地の 住宅地景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いたある住宅地の保全 歴史を感じさせる街並みの保全の促進 閑静な街並みを阻害する建築物の建築などの抑制</li> <li>・歴史・風土を感じさせる景観の保全 点在する社寺や大谷石蔵の景観の保全と維持管理の促進</li> <li>・主要な幹線道路沿いの街並み景観形成 沿道の景観を阻害する広告物の抑制 大規模商業施設の駐車場周辺，敷地内の緑化の促進</li> <li>・落ち着いたある住宅地の景観形成 道路に面する部分の生垣化や庭木による季節感を感じさせる街並みづくりの促進 集合住宅のデザインの工夫やオープンスペースの緑化の促進</li> <li>・面整備(区画整理)にあわせた良好な住宅地の景観形成 快適な街並み形成の促進</li> <li>・中高層住宅と戸建住宅がバランスのとれた街並みの形成 周辺環境との緩衝帯となる緑地づくりの推進 周辺に圧迫感を与えない色，デザインを用いた中高層住宅の建設の促進</li> </ul>
<p>宇都宮の「顔」となっている 都心景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二荒の杜の景観の保全</li> <li>・大通りや歴史軸からの風格ある二荒の杜の眺望の保全 二荒の杜の眺望に配慮した建築物の建築の促進</li> <li>・歴史・文化を感じさせる景観の保全 社寺，旧家，天然記念物の保全の促進 大谷石造の建造物の保全の促進</li> </ul>

## 第2章 良好な景観形成に関する方針

<p>宇都宮の「顔」となっている都心景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都心部の豊かな緑景観の保全</li> <li>・風格や美しさ、にぎわいを感じさせる沿道景観の保全 沿道景観を阻害する広告物の抑制とデザイン、色彩、形状の整った広告物の設置の促進</li> <li>・「うるおい」空間としての釜川の保全</li> <li>・カトリック松が峰教会の景観の保全 教会の景観を阻害する色、デザインなどの建築物や工作物の抑制</li> <li>・歴史性の高い市民のシンボルとしての整備 二荒の杜、宇都宮城址公園と調和した街並みづくりの促進</li> <li>・釜川の沿線の景観づくり 釜川プロムナード沿線での魅力ある建築物の建設の促進 釜川プロムナードでのイベントの実施の促進</li> <li>・宇都宮の玄関口としてふさわしい駅周辺における景観形成 JR宇都宮駅周辺における本市の「顔」としての魅力ある景観形成の促進 東武宇都宮駅周辺の魅力的な景観形成の促進</li> <li>・大通りなどの魅力とゆとりのある沿道景観の形成 沿道商店街の魅力と個性ある街並みの形成の促進 安全で快適な歩行空間の形成の促進 統一感のある建築物や広告物の設置の促進 老朽化したアーケードなどの撤去</li> <li>・うるおいを感じさせる緑化の促進 街路、敷地内、建築物屋上などの緑化の促進</li> <li>・安全で楽しい夜間景観の形成 ショーウィンドー、建築物、橋、街路樹へのライトアップの促進</li> </ul>
<p>宇都宮の産業を支える工業流通景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな工場の景観の保全 工場内の緑地の維持管理の促進 工場内の植栽による緑化の促進</li> </ul>

## 第2章 良好な景観形成に関する方針

### 3) 東部地域

#### 【全体方針】

鬼怒川を中心に広がる田園景観を保全し、産・学・住が調和した景観を目指す。



#### 【ゾーン別方針】

ゾーン	景観形成の方向
鬼怒川の豊かな恵みをうける 田園集落景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田園集落景観の保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>昔ながらの農家集落の保全の促進</li> <li>長屋門など、伝統的建造物の保全の促進</li> <li>田園景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> <li>神社の杜、古墳などの保全の促進</li> <li>休耕地や用水路、あぜ道などの適正な維持管理の促進</li> </ul> </li> <li>・河川景観の保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>河川敷、緑地、平地林などの保全の促進</li> <li>河川景観を阻害する色、デザインの建築物の抑制</li> </ul> </li> </ul>

## 第2章 良好な景観形成に関する方針

<p>鬼怒川の豊かな恵みを うける 田園集落景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力的な田園景観の創出 魅力的なあぜ道や用水路沿道空間の創出の促進(芝桜, 彼岸花などの植栽) レンゲ畑など, 休耕田の魅力的な景観創出の促進</li> </ul>
<p>東部の良好な 住宅地景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いたある住宅地の景観形成 道路に面する部分の生垣化や庭木による季節感を感じさ せる街並みづくりの促進 集合住宅のデザインの工夫やオープンスペースの緑化の 促進</li> <li>・歴史の面影を残す景観の保全 社寺を取り囲む杜の保全の促進</li> <li>・面整備(区画整理)にあわせた良好な住宅地の景観形成 快適な街並み形成の促進 遊歩道, 街路空間の整備の促進</li> </ul>
<p>近代的な 工業流通景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな工場の景観の保全</li> <li>・本市の新たな都市拠点の景観整備 拠点地区にふさわしい魅力的な街並み整備の促進 ゆとりを感じさせる建築物の建設の促進 緑あふれる街並み形成の促進 快適でうるおいのある住宅地の景観形成の促進</li> </ul>

## 第2章 良好な景観形成に関する方針

### 4) 南部地域

#### 【全体方針】

のどかさを感じさせる田園景観を保全し、立地の良さを活かした快適で活力のある景観を目指す。



#### 【ゾーン別方針】

ゾーン	景観形成の方向
田川、姿川沿いに広がる南部の田園集落景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田園集落景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>昔ながらの農家集落の保全の促進</li> <li>長屋門など、伝統的建造物の保全の促進</li> <li>田園景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> <li>神社の杜、古墳などの保全の促進</li> <li>休耕地や用水路、あぜ道などの適正な維持管理の促進</li> </ul> </li> <li>・河川景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>河川や河川岸の清掃や下草刈りの促進</li> <li>廃棄物投棄の防止と美化運動の促進</li> </ul> </li> </ul>

## 第2章 良好な景観形成に関する方針

<p>田川，姿川沿いに広がる 南部の 田園集落景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力的な田園景観の創出 魅力的なあぜ道や用水路沿道空間の創出の促進(芝桜， 彼岸花などの植栽) レンゲ畑など，休耕田の魅力的な景観創出の促進</li> </ul>
<p>南部の快適な 住宅地景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史の面影を残す景観の保全 社寺や古墳の保全の促進</li> <li>・市街地の緑の景観の保全 残された平地林の保全の促進</li> <li>・落ち着きのある住宅地の景観形成 道路に面する部分の生垣化や庭木による季節感を感じさ せる街並みづくりの促進 集合住宅のデザインの工夫やオープンスペースの緑化の 促進</li> <li>・駅周辺の良好な景観形成 南部地域の拠点として魅力ある雀宮駅周辺の街並み形成 の促進</li> </ul>
<p>南部地域の 工業流通景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな工場の景観の保全</li> <li>・本市の新たな都市拠点の景観整備 南の玄関口にふさわしい魅力的な街並み整備の促進 ゆとりを感じさせる建築物の建設の促進 緑あふれる街並み形成の促進 快適でうるおいのある住宅地の景観形成の促進</li> </ul>

## 第2章 良好な景観形成に関する方針

### 5) 上河内地域

#### 【全体方針】

豊かな自然景観や田園景観を保全・活用し、自然とふれあい、緑あふれる景観を目指す。



#### 【ゾーン別方針】

ゾーン	景観形成の方向
上河内地域の 山地丘陵景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山並みの稜線や緑景観の保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>無秩序な樹木の伐採や宅地開発の抑制</li> <li>山並みの稜線を阻害する造成の抑制</li> <li>裸地への植林や造成地での植林の促進</li> <li>山並みの景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> </ul> </li> <li>・楽しみながら山並みを回遊することのできるしかけづくりのどかさや懐かしさを感じさせる沿道の景観づくりの促進</li> <li>・丘陵の緑景観の保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>丘陵景観を阻害する色やデザインの建築物の抑制</li> <li>ゆず園などの保全の促進</li> </ul> </li> </ul>

## 第2章 良好な景観形成に関する方針

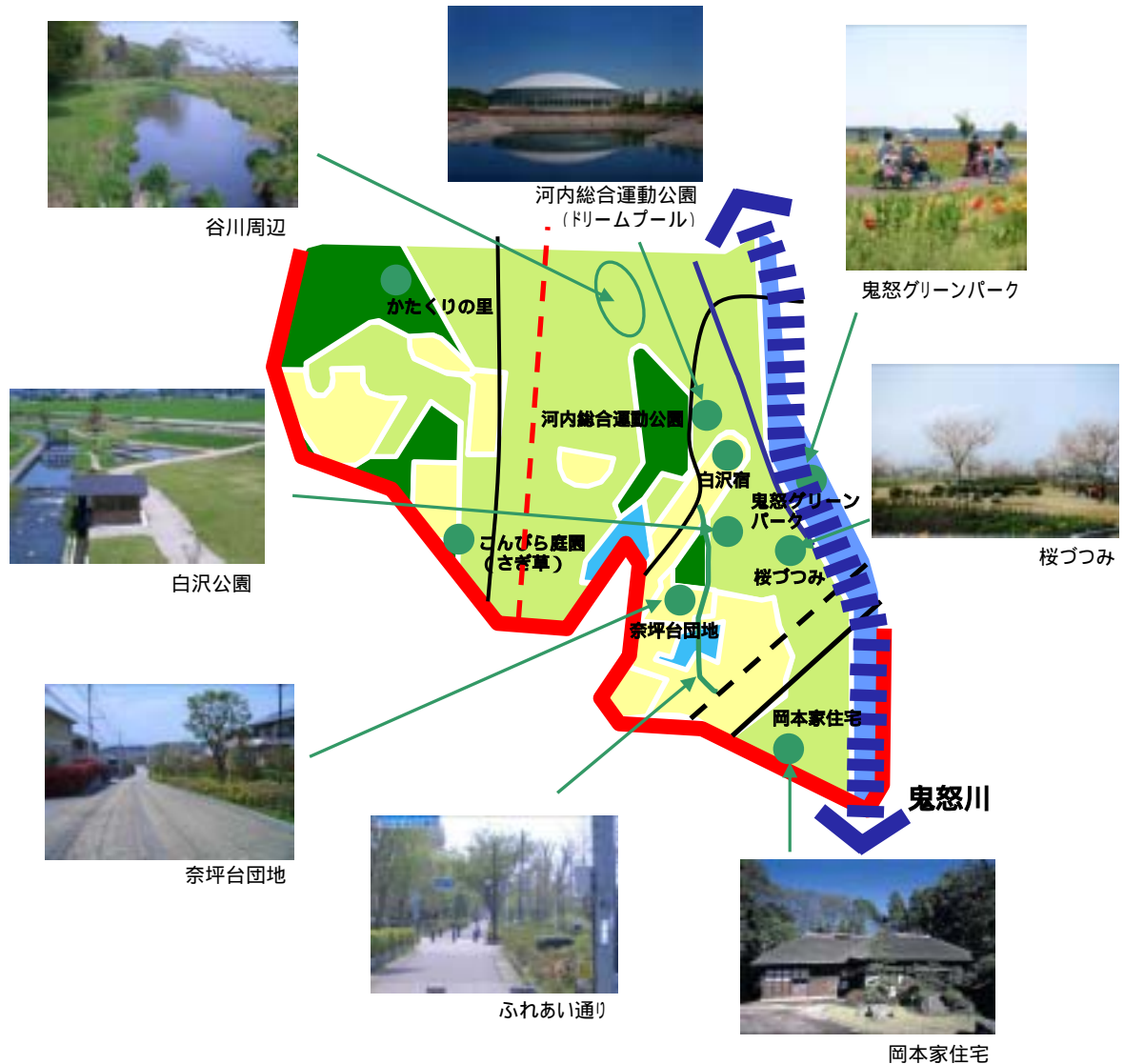
<p>上河内地域の 山地丘陵景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川景観の保全 上河内緑水公園などの維持管理の促進</li> <li>・道路などからの眺望景観の保全 沿道の斜面や擁壁の緑化の促進 丘陵景観を阻害する色やデザインの商業施設や広告物の抑制</li> <li>・歴史・文化を感じさせる景観の保全 羽黒山神社や周辺緑地の保全</li> </ul>
<p>上河内地域の 田園集落景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田園集落景観の保全 昔ながらの農家集落の保全の促進 長屋門など、伝統的建造物の保全の促進 田園景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制 休耕地や用水路、あぜ道などの適正な維持管理の促進 残された平地林の保全の促進</li> <li>・河川景観の保全 河川や河川岸の清掃や下草刈りの促進 廃棄物投棄の防止と美化運動の促進</li> <li>・魅力的な田園景観の創出 魅力的なあぜ道や用水路沿道空間の創出の促進(芝桜、彼岸花などの植栽) 休耕田の魅力的な景観創出の促進</li> </ul>
<p>上河内地域の 住宅地景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた住宅地の景観形成 色彩に配慮した建築物の建設の促進 道路に面する部分の生垣化や庭木による季節感を感じさせる街並みづくりの促進 集合住宅のデザインの工夫やオープンスペースの緑化の促進</li> <li>・面整備(区画整理)にあわせた良好な住宅地の景観形成 快適な街並み形成の促進 遊歩道、街路空間の整備の促進</li> </ul>

## 第2章 良好な景観形成に関する方針

### 6) 河内地域

#### 【全体方針】

自然景観や文化資源を保全・活用し、ひと・まち・自然が調和した景観を目指す。



#### 【ゾーン別方針】

ゾーン	景観形成の方向
河内地域の 山地丘陵景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>丘陵の緑景観の保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>丘陵景観を阻害する色やデザインの建築物の抑制</li> <li>残された平地林の保全の促進</li> <li>さぎ草などの保全の促進</li> </ul> </li> <li>道路などからの眺望景観の保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>沿道の斜面や擁壁の緑化の促進</li> <li>丘陵景観を阻害する色やデザインの商業施設や広告物の抑制</li> </ul> </li> </ul>

## 第2章 良好な景観形成に関する方針

<p>河内地域の 田園集落景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田園集落景観の保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>昔ながらの農家集落の保全の促進</li> <li>長屋門など、伝統的建造物の保全の促進</li> <li>田園景観を阻害する高さ、色、デザインの建築物や広告物の抑制</li> <li>休耕地や用水路、あぜ道などの適正な維持管理の促進</li> </ul> </li> <li>・歴史を感じさせる景観の保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>岡本家住宅や岡本城跡の周辺緑地の保全</li> <li>社寺や古墳の保全の促進</li> </ul> </li> <li>・河川景観の保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>桜つつみなど、河川や河川岸の清掃や下草刈りの促進</li> <li>廃棄物投棄の防止と美化運動の促進</li> </ul> </li> <li>・魅力的な田園景観の創出               <ul style="list-style-type: none"> <li>魅力的なあぜ道や用水路沿道空間の創出の促進(芝桜、彼岸花などの植栽)</li> <li>休耕田の魅力的な景観創出の促進</li> </ul> </li> </ul>
<p>河内地域の 住宅地景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史・文化を感じさせる景観の保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>白沢宿や周辺緑地の保全</li> <li>社寺や古墳の保全の促進</li> </ul> </li> <li>・落ち着いた住宅地の景観形成               <ul style="list-style-type: none"> <li>色彩に配慮した建築物の建設の促進</li> <li>道路に面する部分の生垣化や庭木による季節感を感じさせる街並みづくりの促進</li> <li>集合住宅のデザインの工夫やオープンスペースの緑化の促進</li> </ul> </li> <li>・駅周辺の良好な景観形成               <ul style="list-style-type: none"> <li>河内地域の拠点として魅力ある岡本駅周辺の街並み形成の促進</li> </ul> </li> <li>・面整備(区画整理)にあわせた良好な住宅地の景観形成               <ul style="list-style-type: none"> <li>快適な街並み形成の促進</li> <li>遊歩道、街路空間の整備の促進</li> </ul> </li> </ul>
<p>河内地域の 工業流通景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな工場の景観の保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>工場内の緑地の維持管理の促進</li> <li>工場内の植栽による緑化の促進</li> </ul> </li> </ul>

### 第3章 良好な景観形成のための行為の制限

#### 1 市全域における制限(景観形成重点地区等を除く。)

##### (1) 届出の対象となる行為

景観計画区域内において、以下の規模に該当する行為については、景観法第16条に基づく届出を行うものとする。

表 - 3 届出対象行為

対象行為	届出対象規模
建築物の新築, 増築, 改築若しくは移転, 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの 又は 建築面積が1,000㎡を超えるもの
工作物の新設, 増築, 改築若しくは移転, 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	表 - 4のとおり
都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡(1ha)を超えるもの

外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の届出については、変更の範囲が、建築物及び工作物の全体の2分の1以内であるものを除く。

表 - 4 工作物の届出対象行為

種別, 内容	届出対象規模
さく, 塀, 垣(生け垣を除く。), 擁壁等	高さ5mを超えるもの
煙突, 排気塔等	高さ10mを超えるもの
記念塔, 電波塔, 物見塔等	
高架水槽, 冷却塔等	
広告塔, 広告板等	
鉄筋コンクリート柱, 鉄柱, 木柱等	高さ15mを超えるもの
観覧車, 飛行塔, コースター, ウォーターシュート, メリーゴーラウンド等の遊戯施設等	高さ10mを超えるもの 又は 築造面積1,000㎡を超えるもの
アスファルトプラント, コンクリートプラント, クラッシャープラント等の製造施設等	
ガス, 石油製品, 穀物, 飼料等を貯蔵し, 又は処理する施設等	
自動車車庫の用に供する施設等	
汚物処理場, ごみ焼却場その他の処理施設等	

## 第3章 良好な景観形成のための行為の制限

### (2) 行為の制限

届出対象に対する行為の制限は、次のとおりとする。

表 - 5 行為の制限

項 目		制 限
外部空間	エントランス	・ 開放的な空間とし、できるだけ植栽やモニュメントなどを設置し、ゆとりと潤いを創りだす。
	駐車場 サービスヤード	・ 周囲に生け垣、擁壁等を設置するなど通り沿いの快適さを保つ。 ・ 立体駐車場は建築物と一体的なデザインとし、街並みに調和させる。
	敷地の境界部	・ 塀、柵などは、生け垣や透視性の高い素材を使う。 ・ シンボルツリー、草花、水面などの季節感を表す緑化修景を行う。
	前面空地	・ 壁面後退をできるだけ行い、通りと一体となる開放的な空間を創り、特に建物の低層部分は街並みに応じたデザインで工夫する。
建築要素	屋根	・ 周辺に調和する形状、材質、色などを選択し、彩度（3以下）を抑え落ち着いたものとする。
	外壁	・ 周辺の街並みに応じたデザインとし、色調についても、周辺になじむよう彩度（3以下）を抑えた色とする。
	外階段	・ 建築物本体との一体感や調和を考慮したデザインとする。
	窓・バルコニー	・ 手すりやルーバーなどは不透明や半透明のものとするなど、建築設備類や洗濯物などを通りから直接見えにくくする。
	建築設備類	・ 設備類は建築物本体に組み込むデザインを行い、また地上に設置する場合はルーバーやパネルで覆い、直接見えにくくする。
	建築物の低層部	・ 十分な開口部を設けるなど、親しみのある街並みを演出する。 ・ 商店街等は透視性のあるシャッターなどを用い、賑わいのある楽しい夜間景観を演出する。
附属施設等	広告物 サイン類	・ 大きさ、色、形状などに配慮し、建築物との一体性を考慮したデザインとする。
	屋外照明	・ 商店街等は、賑わいを高める照明や建築物へのライトアップなど、多様な照明方法を用いて効果的な演出を行う。 ・ 住宅街等は落ち着いた照明とする。
	屋内照明	・ 商店街等は、夜間に歩行者が賑わいや楽しさを感じられるような照明を工夫する。
工作物等	広告塔、広告板 高架水槽、擁壁等	・ 周囲の景観に調和した位置、規模、色彩及びデザインとする。
共通項目	植栽緑化 その他	・ 既存の樹木・地形などの自然条件を活かす工夫をする。 ・ 建物等の周辺やのり面は、樹木や草花で緑化を図り、四季の演出をほどこし、潤いを創りだす。

彩度:「色相」「明度」「彩度」を記号や数値で表現した「マンセル表色系」を用いている。

## 2 景観形成重点地区等における制限

景観形成重点地区等における制限については、地区ごとに定められる行為を届出の対象とし、対象の規模、行為の制限の内容について、別途定めることとする。

1 屋外広告物の表示・掲出に関する事項

(1) 屋外広告物の表示・掲出に関する基本的な考え方

屋外広告物は、良好な景観形成において重要な要素の一つである。また、情報を求めている市民にとって有益なものであったり、まちに活気を与えるものである。しかし、これらの広告物が無秩序に氾濫することにより、自然の風致やまちの美観を損なうこととなるため、周囲の景観と調和した適正な広告物の表示・掲出が必要となる。

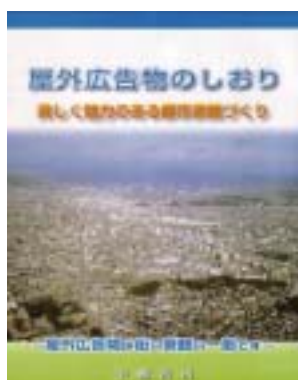
(2) 屋外広告物の表示・掲出に関する方針

屋外広告物は、宇都宮市屋外広告物条例に基づき設置するものとし、良好な景観形成のため、その表示・掲出には十分な配慮を行うものとする。

また、高さが10mを超えるもの及び建築物の屋上や外壁面に設置するもので、建築物との高さの合計が10mを超えるものについては、景観に与える影響が大きいことから、色彩やデザインなどについても充分配慮することとする。

なお、景観形成重点地区及び景観形成推進地区において屋外広告物の表示・掲出に関し、特段行為の制限を行う場合は、その制限内容を宇都宮市屋外広告物条例で担保し、本計画との連携を図るものとする。

宇都宮市屋外広告物条例(しおり抜粋)



### 2 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

#### (1) 景観上重要な建造物及び樹木の基本的な考え方

個性豊かで魅力的な景観形成を進めるためには、地域の景観資源を活かしたまちづくりが重要である。なかでも、地域のシンボルのような市民に親しまれている建造物や樹木は、愛着の持てる景観づくりに大きな役割を果たすものである。これらの建造物や樹木のうち、良好な景観形成に対して、特に重要なもので、積極的な保全・活用が必要なものについては、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定することで、外観の変更等を制限し、保全・活用のための支援を行うこととする。

#### (2) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

##### 1) 景観重要建造物の指定の方針

市民に親しまれ地域の景観資源となっている建造物において、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を所有者の同意を得ながら景観重要建造物として指定する。

美しいデザインや魅力的な外観を有し、地域の良好な景観形成に寄与するもの

地元市民に親しまれるなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの

地域の自然、歴史、文化、生活などの地域性を感じられるもの

周辺景観の核として、良好な街並みの雰囲気醸し出しているもの



松が峰教会

##### 2) 景観重要樹木の指定の方針

樹高があり、樹幹が太く、葉ぶりが良好である単独のもので、市民に親しまれ地域の景観資源となっている樹木において、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を所有者の同意を得ながら景観重要樹木として指定する。



城山西小の孝子桜

美しい樹姿(樹高や樹形)を有し、地域の良好な景観の形成に寄与するもの

地元市民に親しまれるなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの

良好な景観を保全するために、必要があると認められるもの

### 3 景観重要公共施設の整備に関する事項

#### (1) 景観重要公共施設の基本的な考え方

道路や河川、公園などの公共施設(景観法第8条第2項第5号ロに規定する特定公共施設)は、景観の骨格をなし、地域のシンボルとなるものであり、その整備に当たっては、本計画に基づき良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要がある。

そのため、地域の良好な景観形成において、特にランドマークとなるような公共施設、及び将来そのように整備する公共施設については、管理者との協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるよう、本計画の中で景観重要公共施設として位置づけ、積極的に整備を推進する。

また、国や他の地方公共団体に対しても良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には協力を求めるものとする。

#### (2) 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観重要公共施設は、管理者と協議の上、景観重要公共施設の整備に関する方針及び占用許可の基準等を示し、良好な景観形成の先導的な取組を行うものとする。

##### 景観重要道路の例

##### 景観重要公共施設の名称

国道 号, 県道 線, 市道 号線

##### 景観重要公共施設の整備に関する方針

歴史的景観と都市景観が連続・連携する街並みの形成

##### 景観重要公共施設内の占用許可の基準

工作物の形態意匠は、周辺環境との調和や眺望に配慮し、色彩はグレーベージュ(10YR6.0 / 1.0)を原則とする



宮の橋

### 1 市民意識の高揚

#### (1) 啓発活動の展開

良好な景観形成の実現は、景観の大切さを認識し、郷土愛に根ざした景観づくりへの強い意思を市民、事業者、行政が持って初めて可能になる。しかしながら、現在景観形成に対する意識は必ずしも高いとは言えないことから、本計画を広く周知することにより、自分たちの住むまちの環境や景観に関する具体的な取組について意識の高揚を図っていく。

- ・宇都宮市景観計画のPRパンフレットの作成、配布
- ・シンポジウム、出前講座等による啓発
- ・広報紙やホームページ等での情報提供

#### (2) 既存事業との連携

現在本市で行われている啓発事業をより充実させ、本計画に反映させることにより、より充実した景観形成の実現を目指すこととする。

- ・「まちなみ景観賞」の表彰事業の充実
- ・「うつのみや百景」を活用した事業の推進
- ・違反広告物却除却ボランティア制度、美化活動の推進

### 2 景観形成重点地区等の推進

#### (1) 段階的な対応

景観形成重点地区は、第1章に掲げている「宇都宮を代表する誇れる景観」の候補地域を最優先地区として検討し、地域特性に合わせたきめ細かなルールづくりを積極的に推進していく。策定にあたっては、住民の合意形成のもと、比較的ゆるやかなルールから始め、段階的に詳細なルールづくりを行っていくなどの対応も必要である。

#### (2) 他法令手法の活用

景観には建築物や工作物など様々な要素があるため、他法令による各種制度などとの連携を図ることにより、一体的かつ総合的に施策を推進する必要がある。中でも、都市計画法に基づく地区計画制度や地域地区(景観地区、高度地区など)は、景観法に基づく景観計画よりもさらに拘束力の強い制度である。そのため、特に力を入れるべき地域として景観形成重点地区等から必要に応じてさらに拘束力の強い制度を活用していく。

### 3 協働による景観づくり

#### (1) 市民参加の促進

良好な景観形成を進めるためには、市民の生活や企業活動など、普段からの景観形成に対する参加意識が不可欠であり、景観のルールづくりの必要性を主体的に考える機会が必要である。また、公共的な事業など、身の回りのことだけでなく、広範囲の地域に関わる各種の事業に市民が加わっていくことも必要である。

こうしたことから、ワークショップ等による景観形成に関するルールづくり体験を行うことにより、市民が実際に計画の策定に携わり、問題意識を共有してアイデアを出し合う場への参加、機会を増やしていくこととする。

- ・景観形成のルールづくり体験を行うワークショップ等の開催
- ・景観協議会(景観法第15条関係)への市民参加
- ・市民が景観に関する意見交換のできる場の提供

#### (2) 提案制度等の活用

良好な景観は、そこで生活する人たちにとって、まちへの愛着や誇り、心の豊かさにつながるものであり、地域のまちづくりと一体的に取り組むことによって、まちの魅力や価値を高めることから、まちづくりや景観づくりの目標を共有し、景観形成を推進していく必要がある。

そのためには、市民の発意による景観づくりの取組を大切に、地域の良好な景観形成に向けた目標の設定やルールづくりなどについて、技術的な援助を行うなど、協働で取り組み、それを「景観形成推進地区」の指定へと結実させていくこととする。

さらに、地域で活動するNPO法人や公益法人などが参加して景観計画の立案や推進に携わることのできる景観整備機構があり、これらを活用し、景観計画の提案をしながら市民と行政の橋渡しができるようその指定について、今後検討する。

- ・市民等による景観計画の提案(景観法第11条関係)の促進
- ・地域のルールづくりへの技術的援助(アドバイザー制度)の推進
- ・景観整備機構(景観法第92条関係)の指定

#### (3) 第三者機関による景観評価

良好な景観形成に向けて、本計画の策定又は変更にあたっては、景観の専門家などで構成する第三者機関の景観審議会に諮り、専門的な指導・助言をいただき、良好な景観形成における透明性の確保や取組などの適正な運用を図ることとする。

## 第5章 今後の取組

図 - 5 今後の取組イメージ

